

企画運営委員会規程

制定：平成18年6月30日

(目的)

第1条 本規程は、日本保全学会（以下、「本会」という）定款第42条に基づいて設置された委員会の活動のうち、本会の活動全般に関わる企画運営に関する基本事項を定める。

(役割)

第2条 本委員会の役割は、次に掲げる事項に関して審議、決定、並びに助言し、その効果的かつ円滑な遂行を図ることである。

- (1) 本会の活動に関する基本方針の策定。
- (2) 年度の事業、予算・決算の取りまとめと計画書および報告書の策定。
- (3) 総会、学術講演会、シンポジウム、セミナー、その他各種会合の企画および実施。
- (4) 各委員会、分科会などの活動の取りまとめと理事会への報告。
- (5) 受託および委託業務の契約等の業務の支援。
- (6) 各委員会間の調整ならびにそれらの活動支援。
- (7) 本会の発展の方策の策定と実施。
- (8) 他の学会との協同活動に関する提携ならびに実施。

(組織・任期等)

第3条 本委員会の委員は、会員（正会員）の中から選任する。自他の推薦を受けて本委員会で審議し決定のうえ、理事長が委嘱する。但し、本会各委員会の委員長は本委員会の委員を兼務する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、交替または増員により委嘱された場合は、前任者または他の現任者の任期と同様とする。
- 3 本委員会に、必要な小委員会を置くことができる。

第4条 本委員会には委員長1名を置く。また、必要に応じて、副委員長、幹事を複数名置くことができる。任期は委員の任期に順じ、再任は妨げない。

- 2 委員長は委員の互選にて選任し、副委員長、幹事は、委員長が委員の中から指名する。委員長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

(運営)

第5条 委員長は本委員会を招集し、主査する。副委員長は委員会主査に関し委員長を補佐し、委員長に不慮の事故等があるときにはその職務を代行する。

第6条 本委員会の開催は、原則として年4回以上とする。

- 2 本委員会開催の必要性が生じたと判断される場合には、原則として委員長はこれを考慮し、委員会を開催する。
- 3 緊急を要する審議等に関しては、委員長の判断で書面（電子メール、FAX等）又はweb会議により本委員会を開催し、審議を行うことができる。

第7条 本委員会は、委員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

2 議決を要する案件については、出席者の過半数をもって決する。

（議事録の作成）

第8条 本委員会の議事録は、原則として副委員長又は幹事又は指定された委員が作成する。議事録は、事務局が保管する。

（事務局）

第9条 本委員会の事務局は本会の事務局が務める。

（その他）

第10条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則（2020年6月29日） この変更規程は、2020年6月29日から施行する。